電気自動車充電設備の利用方法等について

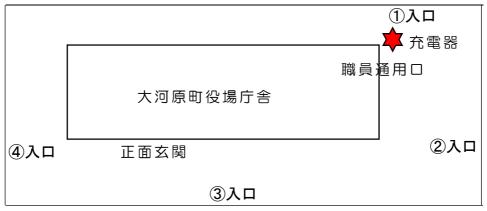
1 利用者

充電設備を利用できる人は、営利を目的とした自動車以外の充電であれば、 だれでも利用できます

2 設置場所

充電設備は、役場庁舎の東側職員通用口に設置してあります





3 利用可能な充電設備

急速充電器 1 口になります

4 利用時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの間で最長 1 時間です ※期間は、1 年間休みなく利用できます

5 利用料

環境にやさしい電気自動車の普及を図るため当面は無料です

6 利用方法

平日は、企画財政課(役場2階)に、免許証及び印鑑を持参して申請願います。 土日祝日は、階職員通用口にあるに日直室に、免許証及び印鑑を持参して申 請願います

7 問合せ

詳しくは、大河原町役場企画財政課管財係までお問い合わせ下さい TEL 0224-53-2112